

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

1 用語の定義

1 共通事項

- ア 報知区域とは、1回線における当該回路の音響装置の鳴動区域をいう。
- イ 警報音とは、非常ベル又は自動式サイレンと同等以上の音響又は電気的音信号をいう。
- ウ 告示基準等とは、非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第6号）及び一斉式非常放送設備の基準（昭和62年消防予第54号）をいう。

2 放送設備関係

- ア 分割型増幅器等とは、増幅器と操作部の部分を分離して設置する機器をいう。
- イ 遠隔操作器とは、防火対象物の使用形態により、放送場所が複数となる場合に使用できる単独の操作部をいう。
- ウ 一斉式非常放送設備とは、一斉放送のみ可能な放送設備をいい、政令第24条第2項に適用できるものをいう。
- エ 複数回線とは、一の報知区域を2以上のスピーカー回路により構成することをいう。
- オ スピーカー回路分割装置（以下「回路分割装置」という。）とは、一の報知区域のスピーカー回路を2以上に分割する装置をいう。
- カ 複数回線化とは、スピーカー回路を複数回線とするか若しくは回路分割装置によりスピーカー回路を2以上に分割することをいう。
- キ 放送区域とは、防火対象物の2以上の階にわたらず、かつ、床、壁又は戸（障子、ふすま等遮音性の著しく低いものを除く。）で区画された部分をいう。
- ク 音声警報とは、シグナル音及び女声又は男声メッセージ音をいう。
- ケ 感知器発報放送とは、音声警報のうち、第一シグナル音及び自動火災報知設備の感知器が作動した旨の女声メッセージにより構成されたものをいう。
- コ 火災放送とは、音声警報のうち、第一シグナル音、火災である旨の男声メッセージ及び第2シグナル音で構成されたものをいう。
- サ 非火災報放送とは、音声警報のうち、第一シグナル音及び自動火災報知設備の感知器の発報は火災ではなかった旨の女声メッセージで構成されるものをいう。

- シ マイクロホン放送とは、人がマイクロホンにより放送することをいう。
- ス 階別信号とは、感知器発報放送を開始するための自動火災報知設備の感知器作動による信号をいう。
- セ 確認信号とは、火災放送を開始するための自動火災報知設備の発信機等が起動された旨の信号をいう。

3 非常ベル、自動式サイレン関係

- ア 1回線とは、操作部等の部分に地区表示灯を有しないものをいい、一斉鳴動で対応できる一般に小規模防火対象物に設置されるものをいう。
- イ 多回線用とは、操作部等の部分に回線ごとの地区表示灯等を有するものをいい、小規模防火対象物以外にも設置されるものをいう。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



2 放送設備

放送設備とは、起動装置、表示灯、スピーカー、増幅器等、電源及び配線で構成されるもの（自動火災報知設備と連動するものは、起動装置及び表示灯を省略したものを含む。）をいい、機能等は次に定めるところによる。

なお、旅館、ホテル、病院等の就寝施設（政令別表第1(5)項イ及び(6)項に該当する防火対象物をいう。）で、自動火災報知設備が設置されるもののうち、収容人員が20人以上300人未満のものにあっては、非常警報設備のうちの放送設備を設置すること。

1 増幅器等

増幅器等とは、起動装置若しくは自動火災報知設備からの階別信号、又は確認信号を受信し、スイッチ等を自動的に又は手動により操作して、音声警報による感知器発報放送、火災放送、非火災報放送若しくはマイクロホン放送をスピーカーを通じて有効な音量で必要な階に行う増幅器、操作部及び遠隔操作器をいい、次に適合すること。

ア 常用電源(交流電源)

- (ア) 電源電圧は、300V以下であり、かつ、増幅部の所要入力電圧に適合していること。
- (イ) 電源回路は専用とすること。ただし、他の消防用設備等の電源を放送設備の電源と共用する場合で、これにより放送設備に障害をおよぼすおそれがないときは、共用することができる。

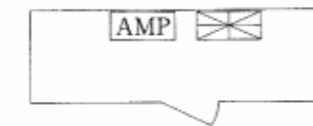
イ 非常電源

非常電源及び非常電源回路の配線は、第3 非常電源の例によること。

ウ 設置場所

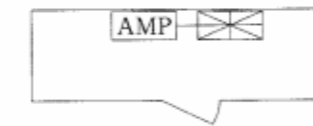
- (ア) 一の防火対象物に二以上の操作部又は遠隔操作器を設ける場合であっても、一のものは常時人のいる守衛室、防災センター又は中央管理室等に設けること。
- (イ) 増幅器等は自動火災報知設備の受信機等と併設して設けること。ただし、自動火災報知設備がない場合、又は、当該受信機等と連動している場合で、増幅器等に出火階表示灯の有するものを設けた場合は、この限りでない。（第15-1図参照）

a 増幅器等と受信機が併設の場合



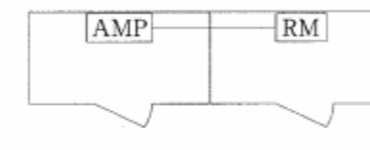
(注) 起動装置を設置しない場合、出火階表示灯は必要としない。

b 増幅器と受信機が連動の場合



(注) 起動装置を設置しない場合、出火階表示灯は必要としない。

c 自動火災報知設備がない場合

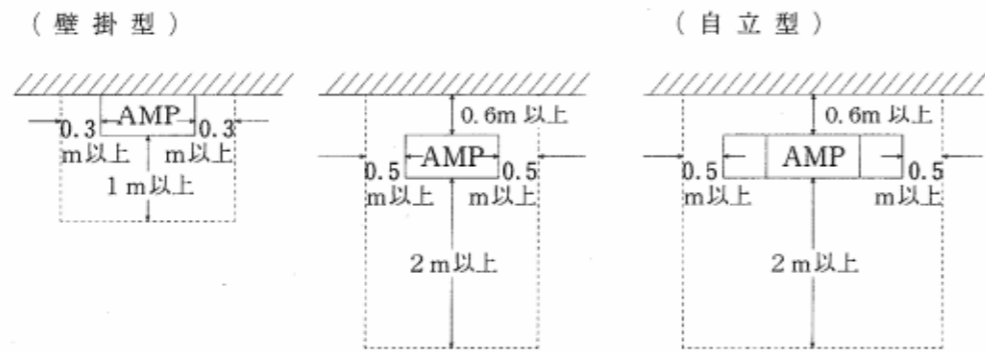


(注) 増幅器等及び遠隔操作器には、出火階表示灯を有すること。

第15-1図 設備構成の主な例



- (ウ) 避難階、その直上階及び直下階の避難上有効な出入口付近の場所に設けること。
ただし、安全に避難でき、かつ、当該設備を設置する防火対象物のうち、壁、床及び天井が不燃材で造られており、開口部に防火戸を設けた場所に設置する場合は、この限りでない。
- (エ) 温度、湿度、衝撃、振動等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。
- (オ) 操作上、点検上障害とならないよう、有効な空間を確保すること。(第15-2図参照)
なお、自立型の場合で、背面に扉等がないものは、背面の空間を省略することができる。
また、操作上、点検上支障とならない場合には、図中の数値以下とすることができる。



第15-2図 点検及び操作上有効な空間

- (カ) 地震等の振動による障害が無いよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。

工 機器

- (ア) 非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第6号以下この節において「告示」という。）に適合するものであること。
- (イ) 認定品を使用すること。
- (ウ) 回路分割装置を設置した場合を除き、表示装置は、一の報知区域のスピーカー回路すべてを表示すること。
- (エ) 増設工事等が予想される場合は、増幅器等に余裕回線を残しておくこと。
- (オ) 自動火災報知設備等と連動する場合は、無電圧マーク接点により、相互の機能に異常を生じないものであること。
- (カ) 増幅器の出力とスピーカー等の合成インピーダンスは、次式aを満足し整合（インピーダンスマッチング）したものであること。ただし、増幅器の定格出力時の音声信号電圧が100Vに統一されたハイインピーダンス方式を用いたものは、次式bによることができる。

a 算定式

$$P (w) \geq \frac{E^2 (V)}{Z (\Omega)}$$

P : 増幅器の定格出力
E : スピーカーの回路電圧
Z : スピーカー等の合成インピーダンス

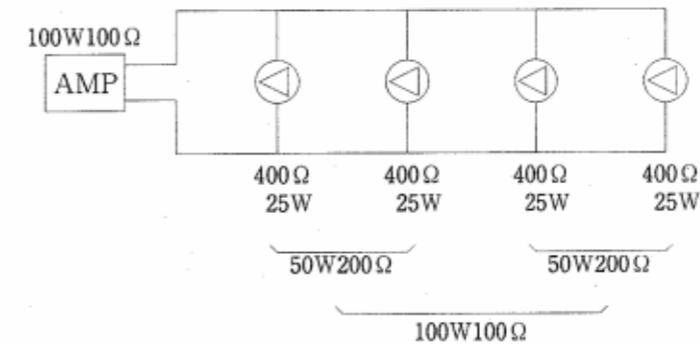
スピーカー等の合成インピーダンスを求める計算式

a 並列接続の場合

$$Z_0 = \frac{1}{\frac{1}{Z_1} + \frac{1}{Z_2} + \frac{1}{Z_3} + \dots + \frac{1}{Z_n}}$$

Z₀ : 合成インピーダンス
Z₁~Z_n : スピーカーのインピーダンス

スピーカーの合成インピーダンスの例



第15-3図

b 直列接続の場合

$$Z_0 = Z_1 + Z_2 + Z_3 + \dots + Z_n$$

b 算定式

$$P (W) \geq S (W)$$

S : スピーカーの定格入力合計



2

(※) 起動は、次によること。

a 自動火災報知設備との連動により起動する場合

- (a) 自動火災報知設備からの階別信号の受信により、自動的に感知器発報放送が行えるものであること。また、火災放送若しくは非火災放送又は手動による放送がされるまでの間、継続して放送できる（手動可）システムとすること。
- (b) 確認信号の受信により自動的に火災放送が行えるものであること。
- (c) 感知器発報放送を行ってから、その後、確認信号を受信しない場合でも、タイマーにより設定された時間を経過した場合は、自動的に火災放送を行うものであること。
 なお、タイマーの設定時間は次によること。
 - i) 放送設備を設置した防火対象物全体にスプリンクラー設備が設けられている場合は、おおむね2分以上5分以下とする。
 - ii) 現場確認者と防災センター等の監視者が確保され、現場確認者から内線電話等により確認通報が操作部付近にいる監視者に伝達される体制が整っている場合は、おおむね2分以上5分以下とする。
 - iii) 上記 i), ii) 以外の防火対象物は、おおむね2分以上3分以下とする。
- (d) 感知器個々の信号を識別できる自動火災報知設備と連動した場合は、第1報の感知器以外の感知器の発報信号の受信により、自動的に火災放送を行うこと。
- (e) 階段、傾斜路、エレベーター昇降路、竖穴等に設置された感知器が作動した場合は、連動しないことができるものであること。ただし、エレベーター昇降路に設置された感知器が、エレベーター機械室の感知器と兼用されている場合は、当該機械室の存する階及びその直上階に放送できるものであること。
- (f) 増幅器等の部分には、第15-1表の区分に応じそれぞれの装置が設けられていること。

第15-1表

設置区分	設置等 音響装置	機器内部		監視			表示及び操作スイッチ						
		両極を同時に開閉できる電源スイッチ	ヒューズ又は過電流遮断器	主回路の電源電圧計	又はレベル計	又はレベル計	火災音信号	火災灯	階別作動表示灯	短絡表示灯	放送階選択スイッチ	出火階表示灯	連動停止スイッチ
併設	有	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	×	△
	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
別設置	有	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	△
	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) ○印：必要
 ×印：設けないことができる。
 △印：連動停止スイッチを設ける場合は、火災音信号が必要であり、連動停止スイッチを設けない場合には、火災音信号を必要としない。

b 起動装置（押しボタン又は発信機）により起動する場合

- (a) 自動的に感知器発報放送及び火災放送を行うものであること。
 なお、感知器発報放送を省略して火災放送を行うことが、防火対象物の用途、規模等から効果的である場合は、感知器発報放送を省略して火災放送を行うこともできるものであること。
- (b) 増幅器等の部分には、第15-2表の区分に応じそれぞれの装置が設けられていること。





第15-2表

設置区分	設置等 音響装置	機器内部				監視		表示及び操作スイッチ					
		両極を同時に開閉できる電源スイッチ	ヒューズ又は過電流遮断器	主回路の電圧計	モニター用スピーカー又はレベル計	火災音信号	火災灯	階別作動表示灯	短絡表示灯	放送階選択スイッチ	出火階表示灯	連動停止スイッチ	
併設	有	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	
	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	

(注) ○印：必要 ×印：設けないことができる。

(ク) 音声警報等の鳴動方式は、次に適合するものであること。

a 自動火災報知設備との連動により行う場合

出火階が2階以上の場合にあつては出火階及びその直上階、出火階が1階の場合にあつては出火階とその直上階及び地階、出火階が地階の場合にあつては出火階とその直上階及びその他地階全部に限って放送できるものであること。

第15-3表

n	F				
3	F	○			
2	F	◎	○		
1	F		◎	○	◎
B 1	F		○	◎	○
B 2	F		○	○	◎
B 3	F		○	○	◎

(注) ◎印：出火階を示す。(連動により自動的に鳴動する階)
○印：同時放送階を示す。(連動により自動的に又は手動により鳴動する階)
◎印：地階部分の報知区域と合わせて鳴動することができる。

b 前aによる鳴動方式であっても、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、防火対象物の全館に自動的に警報を発すること。なお一定の時間については次によること。

(a) スプリンクラー設備が全館に設置されている場合は5分から10分

(b) スプリンクラー設備が設置されていない場合は5分から8分

c 操作部の各スイッチの手動操作により行う場合

(a) 一斉作動スイッチを操作することにより全館に放送できること。

(b) 放送階選択スイッチを操作することにより、当該スイッチに連動する任意な放送区域へ放送できること。

(ケ) 放送設備を業務用の目的と共用するものにあつては、起動装置等による信号を受信し、非常放送として起動された場合、自動的に非常放送以外の放送を直ちに停止できること。

(コ) 一の防火対象物において、非常用の放送設備以外の業務を目的とした放送設備が独立して設けられている場合は、非常用の放送設備を操作した際、自動的に業務を目的とした放送設備が停止されるような措置を講ずること。

(ク) 総合操作盤と連動するものにあつては、操作部等の作動と連動し、報知区域及び表示が適正であること。

(ク) 全区域に火災を報知することができる操作部又は遠隔操作器が一以上、守衛室等常時人のいる場所に設けられている防火対象物で次の場合は、省令第25条の2第2項第3号ヲの規定にかかわらず、遠隔操作器等から報知できる区域を防火対象物の全区域としないことができる。

a 管理区分又は用途が異なる一の防火対象物で、操作部等から遠隔操作器等が設けられた管理区分の部分又は用途の部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合。

b 防火対象物の構造、使用形態等から判断して、火災発生時の避難が防火対象物の部分ごとに独立して行われると考えられる場合であつて、独立した部分に設けられた遠隔操作器等が独立した部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合。

c ナースステーション等に遠隔操作器等を設けて病室の入院患者等の避難誘導を行うこととしている等のように防火対象物の一定の場所のみを避難誘導の対象とすることが適切と考えられる場合であつて、避難誘導の対象場所全体に火災を報知することができるよう措置された場合。



3

オ 表示等

- (ア) 放送階選択スイッチの部分には、報知区域の名称等が適正に記入されていること。
- (イ) 操作部等の部分には、報知区域一覧図を備えること。

2 複数回線

ア 適用範囲

- (ア) 政令別表第1(5)項、(6)項及び(16)項 ((5)項及び(6)項の用途に供する部分に限る。)に掲げる防火対象物
- (イ) カラオケルーム、会議室等の小規模の部屋が連続する部分を有する防火対象物
- (ウ) 前(ア)以外の防火対象物又は階で、スプリンクラー設備の設けられていないもの (省令第13条等によりスプリンクラーヘッドが緩和されている部分を含む。)
- (エ) 上記の他、特に必要と認める防火対象物 (査察課又は建築危険物課と事前に協議)

イ 複数回線化の方法

次のいずれかの方法によること。(第15-4図から第15-6図)

(ア) 配線方式

- a 隣接するスピーカーを別回路とする方式
 なお、各回路に接続されるスピーカーは、おおむね同数となるよう配置すること。
- b 居室部分と廊下等の共用部分を別回路とする方式

(イ) スピーカー回路の分割方式

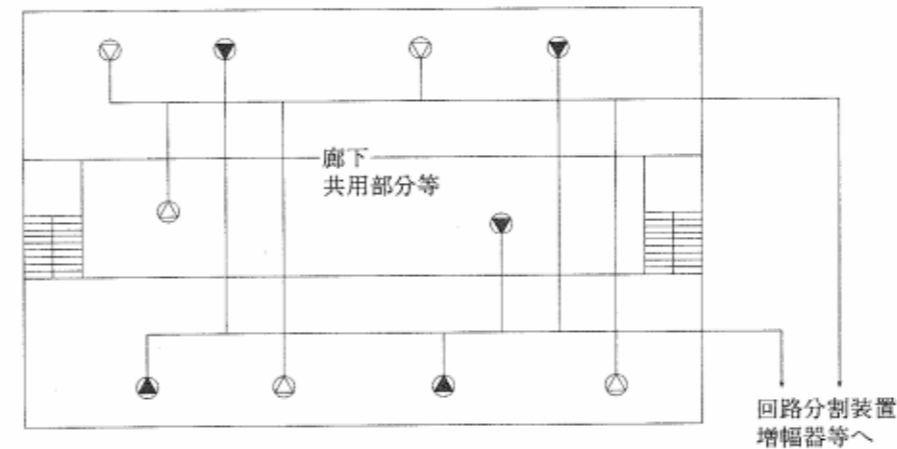
- a 一の階のスピーカー回路は2以上とする方式
- b スピーカー回路分割装置により1のスピーカー回路を2以上に分割する方式

ウ 回路分割装置

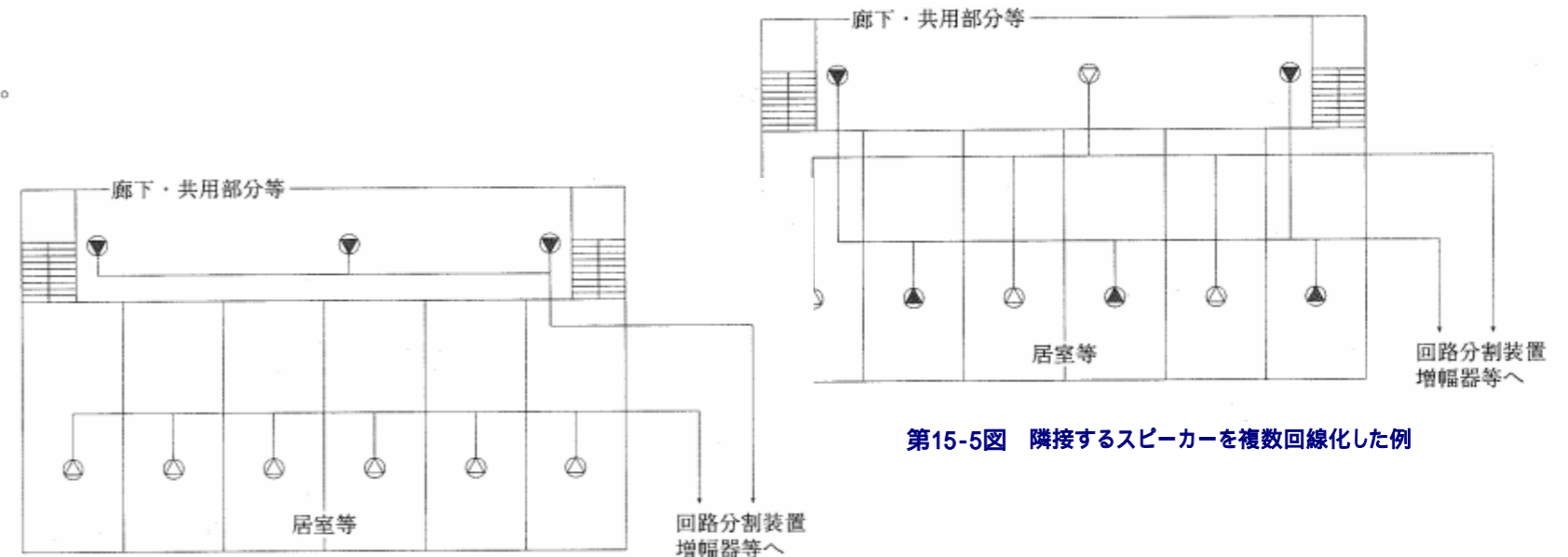
回路分割装置は、次に適合すること。

(ア) 機器

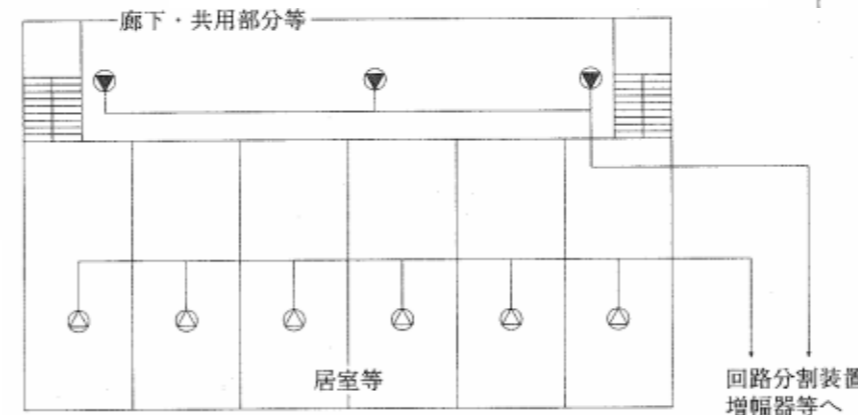
- a 各出力回路は、一の回路が短絡した際、他の回路に影響をおよぼさない措置が講じられていること。
- b 出力回路は短絡した場合、その旨の表示が当該装置又は操作部に表示されること。
- c 当該放送設備の性能特性に適合するものであること。



第15-4図 隣接するスピーカーを複数回線化した例



第15-5図 隣接するスピーカーを複数回線化した例



第15-6図 居室と共用部分を複数回線化した例



(イ) 設置位置

- a 原則として階ごとに設置すること。
- b 防火上有効な場所に設置するか、又は不燃性のボックスに入れる等の措置を講ずること。なお、回路分割装置の外箱が不燃材で作られているものは、不燃性ボックスと同等として取り扱うことができる。
- c 点検に支障がない場所に設けること。

(ウ) 短絡表示

- a 一の回路分割装置の出力回路の短絡表示が、個々に当該装置により確認できるものであること。
- b 一の回路分割装置の出力回路の全てが短絡した場合、操作部でその旨が確認できるものであること。

(エ) 回路分割装置を使用した場合は、その旨を報知区域一覧図等に記入すること。

3 スピーカー

スピーカーとは、増幅器等の作動により、有効な音量で必要な階に音声警報による感知器発報放送、火災放送、非火災報放送又はマイクロホン放送を行えるものをいい、次に適合すること。

ア 放送区域

(ア) 部屋の間仕切りについては、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式か移動式にかかわらず、壁として取り扱うこと。

(イ) 省令第25条の2第2項第3号ロ。(イ)かっこ書きの障子、ふすま等遮音性の著しく低いものには、障子、ふすまのほか、カーテン、つい立て、すだれ、格子戸又はこれに類するものを含むものであること。ただし、出入口の戸が障子、ふすま等であっても、出入口以外の部分が壁等で区画されている部屋は、原則として別放送区域とする。

また、障子、ふすま等の遮音性の著しく低いものに、アコーディオンカーテンは含まないものであること。

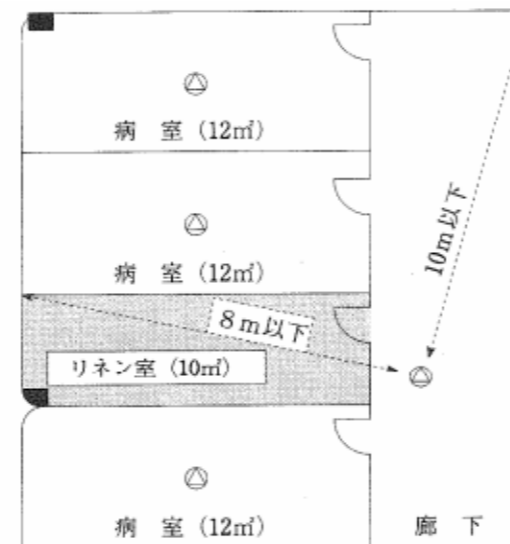
(ウ) 通常は、開口している移動式の壁又は戸であっても、閉鎖して使用する可能性のあるものは、壁又は戸で区画されたものとして取り扱うこと。

(エ) カラオケボックス、カラオケルーム等及び居室以外の部屋で常時人のいる可能性の高い場所は、省令第25条の2第2項第3号ロ。(ロ)ただし書きにかかわらず、当該部分を一つの放送区域として取り扱ってスピーカーを設置すること。

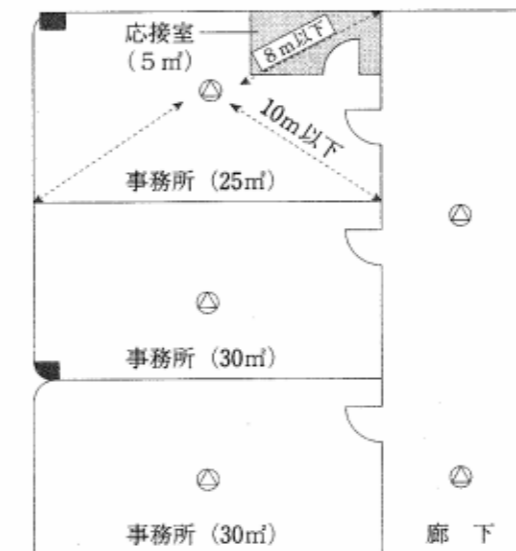
(オ) 5項ロに定める防火対象物の住戸（メゾネット型住戸等の2以上の階にまたがるものについては、各階ごとの部分）は、一の放送区域として取り扱い、当該部分の床面積に応じて、省令第25条の2第3号ロ(イ)によりスピーカーを設置することができる。

なお、住戸用自動火災報知設備の受信機に内蔵されたスピーカーで告示基準に適合する場合は、当該スピーカーに接続することができる。

(カ) 省令第25条の2第2項第3号ロ(ロ)ただし書きに定めるスピーカーの設置を免除できる放送区域及びスピーカーの設置場所については、第15-7図及び第15-8図の例によることとする。



第15-7図 居室又は居室から地上に通ずる主たる廊下その他の通路以外の場所でスピーカーの設置を免除できる場合



第15-8図 居室でスピーカーの設置を免除できる場合

■ : スピーカーの設置を免除できる部分
○ : スピーカー

■ : スピーカーの設置を免除できる部分
○ : スピーカー



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>

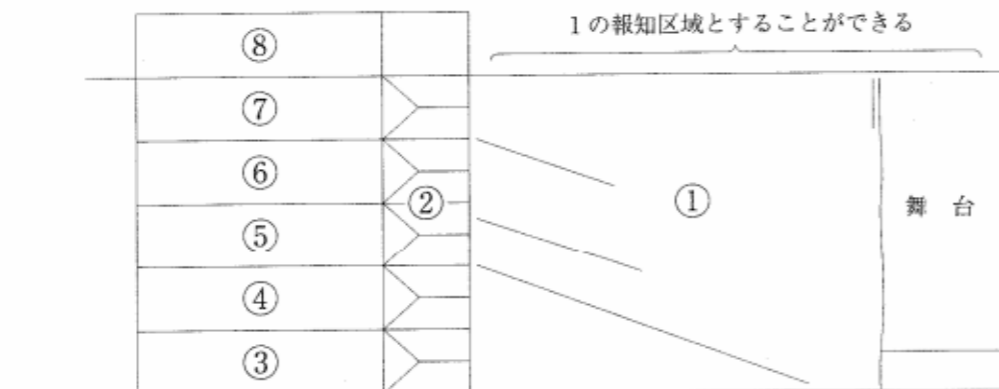


弊社top pageへ



イ 設置位置等

- (ア) 音響効果を妨げる障害物がない場所に設けること。
- (イ) 温度又は湿度が高い場所に設けるスピーカーは、使用場所に適応したものであること。
- (ウ) エレベーターが設置される防火対象物にあつては、エレベーター内にスピーカーを設けること。
- (エ) 展示場、体育館、アトリウム等の大空間の放送区域については、当該部分の任意な場所において、火災放送の第2シグナル音の音圧が70dB以上確保できるようスピーカーを配置することで支障ないものであること。
- なお、ここで、大空間とは次に掲げる部分等をいう。
- a 天井の高さが20m以上の展示場、体育館等の防火対象物並びに当該用途及びアトリウムの部分。
- b 当該空間が2以上の放送区域に区分されない地下駐車場の用途に供される空間で、当該空間の床面積が600㎡以上のもの。
- (オ) 放送設備が該当する防火対象物の屋上を、不特定多数の者が出入りする遊技場等の目的で使用する場合、当該部分にスピーカーを設けること。
- (カ) 特別避難階段、屋内避難階段又は直通階段（以下「特別避難階段等」という。）にあつては、垂直距離15m以内にL級のスピーカーを1個以上を階段内に設けること。



(注) ①～⑧は報知区域番号を示す。

第15-9図 吹き抜けが有る場合の報知区域の設定例

ウ 機器

- (ア) 告示基準に適合したものであること。
- (イ) 認定品を使用すること。
- (ウ) スピーカーの音圧は、音声警報の第2シグナル音を定格電圧で入力した場合、無響室でスピーカーの中心から前方1m離れた地点で測定した値が、L級のものにあつては92dB以上、M級のものにあつては87dB以上92dB未満、S級のものにあつては84dB以上87dB未満であること。
- (エ) 音量調節器を設ける場合は、3線式配線とすること。ただし、スピーカーの内部に音量調整器を設ける等、人が容易に操作できないようにされており、かつ、音量が前(ウ)以上となる場合は、この限りでない。

4 報知区域

- ア 報知区域は、原則として階別とするが、一斉式非常放送設備は全体を一報知区域とすること。
- イ エレベーター内の放送は、感知器等と連動しない場合、居室等の部分と別な報知区域に設定されていること。
- なお、連動させる場合は、他のすべての報知区域と連動して報知区域が設定されていること。ただし、当該エレベーターに直接接続されていない階等にあつては、この限りでない。
- ウ テレビスタジオ等の当該部分については、他の居室等の報知区域と別な報知区域に設定することができ、また、感知器等の作動と連動しないことができる。
- エ 劇場等で階の一部が吹き抜けになっており、天井面等に取り付けたスピーカーにより有効な音量が得られる場合、当該部分は一の報知区域とすることができる。(第15-9図参照)
- この場合、次のオ。(イ)に規定する直上の報知区域の鳴動については、当該劇場等の出入口等の面する全ての階（報知区域）とその直上階に鳴動させることを原則とする。



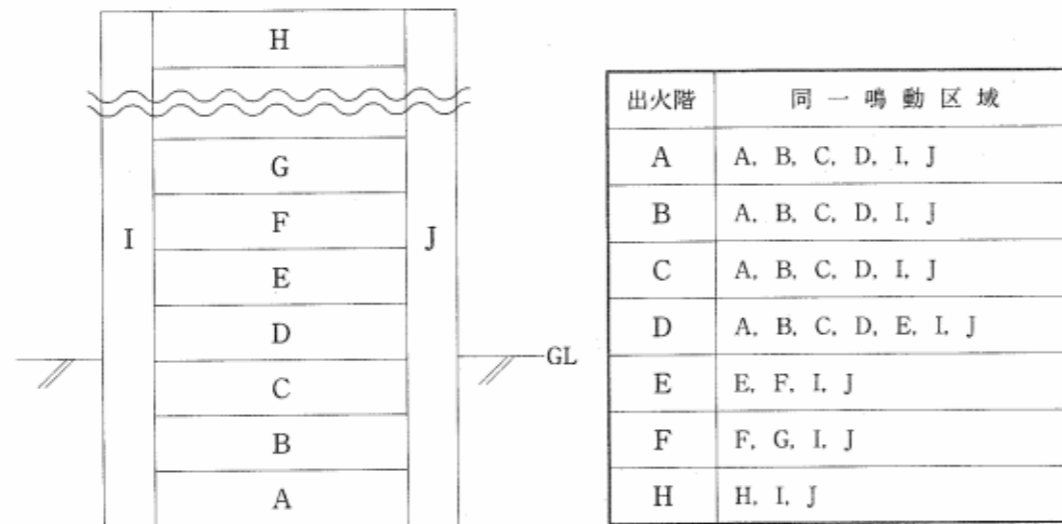
オ 鳴動区域は、次によること。

(ア) 省令第25条の2第2項第3号チによるものとし、必要に応じ全館一斉鳴動できるものであること。

(イ) 特別避難階段等以外の感知器の作動と連動して当該報知区域に接する特別避難階段等の報知区域及びその直上の報知区域を鳴動させること。(第15-10図参照)

ただし、階段内に放送した場合、避難上支障となるものについては連動しないことができる。

(ウ) 大規模防火対象物の報知区域は、第11 自動火災報知設備 7.(4).ウによることができる。



※ I, Jは、特別避難階段等の報知区域

第15-10図 特別避難階段等の報知区域

5 起動装置

起動装置とは、火災が発生した際手動操作により音響装置を鳴動し、又は増幅器等に火災である旨の信号を送ることができる非常用ボタン（発信機を含む。）をいい、次に適合すること。なお、放送設備が自動火災報知設備と連動されている場合は、自動火災報知設備の発信機が設置されているため、放送設備の起動装置を省略することができる。

ア 発信機、押ボタン

(ア) 設置位置

- 多数の者の目にふれやすく、かつ、操作の容易な場所に設けること。
- 操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。
- 原則として階段への出入口付近に設けること。
- 階段相互の距離が歩行距離50mを超える場合は、各階の階段付近に設けること。

(イ) 機器

- 告示基準に適合したものであること。
- 開放廊下等の雨水の影響を受けるおそれのある場所又は腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設置する機器は、適当な防護措置を講じたものであること。
- 可燃性ガス又は粉じん等が滞留するおそれのある場所に設置する機器は、防爆構造のものであること。
- 手動により復旧しない限り、正常に作動が継続できるものであること。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



6 非常電話

非常電話とは、操作部（親機）、子機（以下「非常電話機」という。）、表示灯、電源及び配線により構成されているものをいい、次に適合させ、火災発生時における存館者からの防災センター等への早期通報、消火活動時における消防隊と防災センター等との連絡等が有効に行えるよう計画すること。

ア 設置対象

省令第25条の2第2項第2号のほか、神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例第10条に掲げる対象物（防災計画対象物）について、それぞれ全階に設置するものとする。

イ 設置位置

(ア) 前(5)、ア、(ア)に準じたものであるほか、廊下等で他の消防用設備等が設置されている場合に併設等して設置すること。

(イ) 親機

- a 増幅器等及び受信機等に併設して、それぞれの機能が有効に操作できる位置に設けること。
- b 分割された制御部と操作部は、原則として同一室内に設けること。

ウ 機器

- (ア) 告示基準に適合したものであること。
- (イ) 認定品を使用すること。
- (ウ) 非常電話機は、送受信器を取り上げることにより自動的に親機への発信が可能なるものであること。
- (エ) 非常電話機は、放送機能を有しないこと。
- (オ) 非常電話機は、放送設備の起動装置としないこと。
- (カ) 親機は、非常電話機の発信により、発信階表示灯が点灯あるいは発信階が識別できる表示装置等を備えるものであること。
- (キ) 親機は、非常電話機の発信を受信した場合、送受信器を取り上げる等、簡単な操作で親機の火災音信号は停止し、発信者と相互に同時通話できるものであること。

- (ク) 親機は、2回線以上の非常電話機を操作した場合、任意に選択が可能であること。この場合、遮断された回線の非常電話機に話中音が流れるものであること。
- (ケ) 非常電話機の回線が短絡又は断線しても、他の回線に障害が波及しないものであること。
- (コ) 非常電話は、2回線同時作動できるものであること。
- (ク) 非常電話機の収納箱及び親機の外箱は、厚さ0.8mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度及び難燃性を有するものであること。

エ 常用電源

- (1) アを準用すること。

オ 非常電源

- (ア) 非常電話機を2回線同時作動させ、30分間その作動を継続できるものであることが望ましい。
- (イ) 非常電話機の制御部と非常電源の間の配線は、耐火配線とすること。
- (ウ) 非常電話機で制御部と操作部とが分割されるものの当該制御部と操作部との間の配線は、600V 2種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上のものであること。

カ 表示灯等

- (ア) 非常電話機は、収納箱に収納し、その表面又は近傍に赤地に白の1字当たり4cm²以上の文字で「非常電話」と表示し、また、非常電話機本体正面又は収納箱表面に設置階及び電話番号を表示すること。
- (イ) 親機の部分には、起動階一覧図を備えること。

7 表示灯

表示灯とは、起動装置の所在を明示するために設けられる赤色の灯火をいい、次に適合すること。

ア 設置位置等

- (ア) 通行に支障ない場所で、かつ、多数の者に目にふれる位置に設けること。
- (イ) 天井面から0.6m以上離れた位置に設けること。
- (ウ) 取付面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れた場所から点灯していることが容易に識別できる位置に設けること。



イ 機器

- (ア) 告示基準に適合したものであること。
- (イ) 雨水又は腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設置する機器は、適当な防護措置を講じたものであること。
- (ウ) 可燃性ガス又は粉じん等が滞留するおそれがある場所に設置する機器は、防爆構造のものであること。

エ 表示

- (ア) 常用電源の開閉器の見やすい箇所に赤色で相互通話装置である旨の表示をすること。
- (イ) 通話設備の電話機又は親機等の直近には、第15-4表が貼付されていること。

第15-4表

a 電話(ダイヤル)方式の場合

相 互 通 話 設 備		
電 話 番 号	相手方	
	本 器	
取 扱 い 説 明		

4 cm

9 cm

b 選局スイッチの場合

相 互 通 話 設 備	
取 扱 い 説 明	

8 相互通話設備

相互通話設備とは、一の防火対象物に2以上の操作部又は遠隔操作器が設けられている場合、当該操作部相互間に設ける相互に同時通話できる機器をいい、次に適合すること。

ア 設置位置等

- (ア) 操作部又は遠隔操作器の設けられている直近で、当該機器の操作に有効な位置であること。
- (イ) 床面の高さから0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。
- (ウ) 相互通話設備として、次のいずれかの設備が設けられていること。
 - a インターホン
 - b 非常電話
 - c 発信機 (P型1級, T型)
 - d 構内電話で非常用の割り込みのできる機能を有するもの又はこれと同等のもの

イ 機器

- (ア) 一の送受信器を取り上げ又は選局スイッチを操作する等容易な方法により、自動的に一方の機器への発信が可能なるものであること。
- (イ) 一の送受信器の発信により、一方の機器への呼出し音が鳴動するとともに表示装置が設けられているものは当該表示が有効に点灯するものであること。
- (ウ) 相互通話設備は、相互に同時通話できるものであること。

ウ 常用電源

- (1). ア. (イ)を準用すること。



9 配線

非常電源によるほか、次によること。

- ア 増幅器と操作部をそれぞれ異なった場所に設置する場合、増幅器から操作部までの配線は、省令第25条の2第2項第4号ニの例によること。ただし、増幅器から操作部又は操作部から増幅器に非常電源を供給する場合の電源回路は、耐火配線とすること。
 - イ 遠隔操作器のみが省令第25条の2第2項第3号ルに定める場所に設置される場合で、増幅器又は操作部から非常電源が供給される場合の電源回路は、耐火配線とすること。
 - ウ 操作部又は遠隔操作器のある場所相互間で同時に通話することができる設備（相互通話設備）の配線は、省令第25条の2第2項第4号ニの例によるものとする。
 - エ 増幅器等からスピーカーまでの配線は、火災の際、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障がないように設けること。
 - オ 放送設備のスピーカーを業務用の放送設備と兼用するもので、スピーカー回路を切替える方式の制御配線は、当該回路に異常がある場合、スピーカーは非常用回線に接続される方式とすること。
 - カ 放送設備の起動により業務用の放送設備等を停止する方式の制御配線は、当該回路に異常がある場合には、業務用の放送等が停止される方式とすること。
- ※ 制御配線とは、増幅器等が設置される居室外の配線をいう。
- キ 端子との接続は、ゆるみ、破損等がなく確実であること。
 - ク 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で行われていること。
 - ケ マイク回路の配線で増幅器等と遠隔操作器との間のマイク回路に使用する電線は、第3 非常電源の別表に掲げる電線を使用すること。

ただし、スピーカー配線等からの誘導、外来雑音等が生じるおそれのある場合は、耐熱シールド線を使用すること。

なお、遠隔操作器の出力回路が平衡形の場合は2芯シールド線を使用し、不平衡形の場合は単芯シールド線を使用すること。

10 音声警報音のメッセージ

ア メッセージの例

告示基準第4.4.(3)に定めるメッセージについては、次の文例又はこれに準ずるものとする。

- (ア) **感知器発報放送**
「ただいま〇階の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意下さい。」
- (イ) **火災放送**
「火事です。火事です。〇階で火災が発生しました。落ち着いて避難してください。」
- (ウ) **非火災報放送**
「さきほどの火災感知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした。ご安心下さい。」

イ メッセージの特例

- (ア) 放送設備が階段、エレベーター昇降路等の堅穴部分の感知器の作動により起動した場合は、火災が発生した場所に係るメッセージは入れなくても差し支えないものとする。なお、この場合はマイクロホン放送により対応するように指導するものとする。
- (イ) 放送設備を手動により起動させた場合は、火災が発生した場所に係るメッセージは入れなくても差し支えないものとする。なお、この場合はマイクロホン放送により対応するよう指導するものとする。
- (ウ) メッセージに外国語を使用する場合は、「シグナル音」「日本語メッセージ」「外国語メッセージ」「シグナル音」…の順で放送されるものとする。
- (エ) 防火対象物の利用形態、管理形態等により上記に定めるメッセージでは支障が生じる恐れのあるものについては、査察課又は建築危険物課と協議するものとする。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



11 誘導音装置付誘導灯の取扱

音声警報を発する放送設備と誘導音装置付誘導灯を併設する場合は、次によるものとする。

- ア 誘導音装置付誘導灯の誘導音の発生は、非常放送設備による非常放送が行われている旨の信号によるものとし、原則として非常放送設備の火災放送と同時に開始されること。
- イ 誘導音装置付誘導灯の誘導音の音圧レベルは、当該装置の中心から1m離れた位置で70dBに調整されていること。
- ウ 誘導音装置付誘導灯は、点滅形であることが望ましいこと。

12 既存防火対象物の運用等

平成6年4月1日において現に旧基準の放送設備が設置されている防火対象物については、今後増築等の変更工事等が行われても、放送設備の技術上の基準については従前の例によることができるものとする。

ただし、可能な限り、現行基準の放送設備に改修、変更するよう指導すること。

※ ここでいう現行基準の放送設備とは、消防法施行規則の一部を改正する件（平成6年消防庁告示第1号）に適合するものをいい、旧基準とはそれ以前の基準をいう。



3 非常ベル・自動式サイレン

非常ベル、自動式サイレンとは、起動装置、表示灯、操作部、音響装置、電源及び配線により構成されるものをいい、機能等は次に定めるところによる。

1 操作部

操作部とは、起動装置から火災である旨の信号を受信し、火災である旨の警報を必要な階に自動的に又は手動操作により報知できる装置をいい、次に適合すること。

ア 常用電源

2. (1). アを準用すること。

イ 非常電源及び非常電源回路の配線は、非常電源によること。

ウ 設置場所

- (ア) 点検に便利な場所に設けること。
- (イ) 温度、湿度、衝撃、振動等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。
- (ウ) 起動装置の設けられた操作部にあっては、操作の容易な場所に設けること。
- (エ) 多回線用の操作部又は地区表示灯を設けた複合装置にあっては、守衛室等常時人のいる場所（防災センター、中央管理室を含む。）に設けること。

エ 機器

- (ア) 告示基準に適合したものであること。
- (イ) 認定品を使用すること。
- (ウ) 1回線に接続できる表示灯又は音響装置の個数は、各15以下であること。
- (エ) 自動火災報知設備と連動する場合は、無電圧メーク接点により、相互の機能に異常を生じないものであること。

オ 表示

多回線用の操作部又は地区表示灯を設けた複合装置の地区表示灯窓には、報知区域の名称等が適正に記入されていること。

2 音響装置

音響装置とは、起動装置又は操作部から火災である旨の信号を受信し、自動的に火災である旨の警報ベル、サイレン又はこれと同等以上の音響を発する機器をもって、必要な音量で報知できる装置をいい、次に適合すること。

ア 設置位置

- (ア) 音響効果を妨げる障害物のない場所に設けること。
- (イ) 取付高さは、天井面から0.3m以下で床面から1.5m以上の位置に設けること。ただし、起動装置と一体となっているものは起動装置の基準により設けることができる。
- (ウ) 音量及び音色が他の設備等の音響又は騒音等と明確に判別できるように設けること。
- (エ) 損傷を受けるおそれのない場所に設けること。
- (オ) 屋上部分を遊技場等の目的で使用する防火対象物は、当該部分に音響装置を設けること。
- (カ) 音響装置の警報音の音圧は、第11 自動火災報知設備 7. (2)ウによること。

イ 機器

- (ア) 告示基準に適合したものであること。
- (イ) 認定品を使用すること。
- (ウ) 開放廊下等の雨水の影響を受ける場所及び腐食性ガス等の影響を受ける場所に設置する機器は、適当な防護措置を講じたものであること。
- (エ) 可燃性ガス又は粉じん等が滞留するおそれがある場所に設置する機器は、防爆構造のものであること。



ウ 報知区域

- (ア) 地階を除く階数が5以上で延べ面積が3,000㎡を超える防火対象物にあっては、出火階、直上階等の区分鳴動、当該規模以外の防火対象物は一齐鳴動が有効であること。
- (イ) 複合装置にあっては、任意の複合装置（起動装置）を操作した場合、音響装置が一齐鳴動するものであること。ただし、前(ア)の規模の防火対象物にあっては、区分鳴動が有効であること。

3 起動装置

ア 設置位置

- 2.(5).ア.(ア)を準用すること。

イ 機器

- 2.(5).ア.(イ)を準用すること。

4 表示灯

ア 設置位置

- (ア) 天井面から0.6m以上離れた位置で、当該起動装置と音響装置のおおむね中間の位置となるように設けること。ただし、起動装置と一体となっているものは、起動装置の基準により設けることができる。
- (イ) 通行に支障ない場所で、かつ、多数の者の目にふれる位置に設けてあること。

イ 機器

- 2.(7).イを準用すること。

5 複合装置

複合装置とは、起動装置、表示灯、音響装置をそれぞれの単体又は任意に組合せ一体として構成したものに非常電源を内蔵し、他に電力を供給しない装置をいい、次に適合すること。

ア 設置位置

前(1)から(4)に掲げる基準に適合すること。

イ 機器

- (ア) 前(1)（エ(ウ)を除く。）から(4)に掲げる基準に適合すること。
- (イ) 1回線に接続できる個数については、20以下であること。

6 一体型

一体型とは、起動装置、表示灯、音響装置を任意に組み合せ一体として構成したものをいい、(1)から(4)に掲げる基準を準用すること。

7 配線

非常電源の基準に準じて設けるほか、次によること。

- ア 地階を除く階数が5以上で延べ面積が3,000㎡を超える防火対象物にあっては、火災の際、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障のないように設けること。
- イ 複合装置の常用電源の配線と連動端子間（弱电回路）の配線を同一金属管に納める場合は、次によること。
- (ア) 非常警報設備以外の配線は入れないこと。
- (イ) 連動端子間の電線は、600V 2種ビニル絶縁電線等で強電用電線を使用すること。
- (ウ) 常用電源線と連動端子間の電線とは、色別すること。
- ウ 端子との接続は、ゆるみ、破損等がなく確実であること。
- エ 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で行われていること。

4 付属品

付属品として、次のものを備えておくこと。

- (1) 取扱説明書
- (2) 予備品（電球等、ヒューズ及びその他の消耗品）
- (3) 回路図
- (4) 工具（クロスバ方式の非常電話にあっては、調整用機器、その他のものにあつては当該機器の部品の交換に必要な特殊な工具）

